



～コロナ禍でのふれあいサロン活動～

げんざい しない おお 現在、市内にある多くの「ふれあいサロン」が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、かつどう じしゆく きゆうし じょうきよう 活動を自粛・休止している状況です。サロン活動者の皆様は様々な思いを持ち、「三みつ 密」を避けながら、あたらしい スタイルでの活動を模索されています。



やくいんかん れんらく と あ かいさい つね はな あ かんせんよぼう
○役員間で連絡を取り合い、開催するかどうか常に話し合っています。コロナ感染予防のため、かいさい じしゆく さんか かた でんわ れんらく がいしゆつ ひと はな 開催を自粛していますが、参加されていた方に電話で連絡をとっています。「外出や人と話す機会がなくなっている。」との声が多く聞かれる中、コロナ禍での新様式を取り入れ、短い時間で、互いの顔を見ること、参加者のお出かけの目的場所になれるように考えています。

か かいさい さい ひろ へ や てきおう つくえ こうにゆう しょうどく
○コロナ禍において開催した際は、広い部屋で、それに適応できる机・イスを購入し、消毒・けんおん かんき てつてい おこな 検温・換気を徹底して行いました。

ちゃ の はなし たいそう からだ うご こと もくてき
○お茶を飲みながらお話しができないので、グラウンドゴルフや体操など体を動かす事を目的として集まっています。

しゃきよう か あたら せいかつようしき たいおう
社協は、コロナ禍での新しい生活様式に対応したふれあい
かつどう おうえん
サロン活動を応援しています。



天理市災害ボランティアセンター

天理市社会福祉協議会では、市内で大規模な災害が発生したとき、天理市と締結した協定書により市の要請がある場合は、災害ボランティアセンターを設置します。

災害ボランティアセンターは、市の災害対策本部との連携により、災害時において迅速に円滑な支援活動を行うため運営します。

災害ボランティアセンターでは、被災者の支援や被災から復興に向けた地域の自立をサポートするため、ボランティアの受け入れと活動ニーズの調整やコーディネートを行います。

災害ボランティア

災害ボランティアセンターの役割とは・・・

- ◆被災者が元の生活に早く戻れるように、ボランティアと協力して支援すること
- ◆ボランティアで集まった人たちが効率的に活動できるよう調整すること

天理市災害ボランティア事前登録者を募集しています。



天理市社会福祉協議会では、市内で大規模な災害が発生したとき、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者の生活再建に向けた様々な支援活動に取り組みます。

そこで、迅速な被災者支援につなげるため、また、円滑で効果的なボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアの事前登録を随時受付しています。

災害に強い地域を作るために、一人でも多くの方のご協力をお願いします。

◇登録条件：天理市内に在住、勤務、在学している個人及び団体 ※登録しようとする日において15歳以上の方（18歳未満の方は親権者の承諾を得た方）

◇活動内容：災害ボランティアセンターの運営協力、被災者支援活動、復興支援のための活動

◇登録・申込み：随時、受付しています。（申込書を天理市社会福祉協議会へ提出してください。）※申込書は、天理市社会福祉協議会にございます。または、ホームページからダウンロードも可能です。

専門的な活動が可能なボランティア
（看護師、保健師、ヘルパーの資格や
実務経験がある方、手話通訳ができる方、
大工や建築士など専門知識がある人）の
登録もお待ちしております。

<http://www.tenri-shakyo.jp/download.htm>



災害時に命を守る一人一人の防災対策 ～ライフラインの停止や避難への備えは？～

《政府広報オンラインより抜粋》

日ごろから食料や水を備蓄、避難に備えて非常持ち出し袋を準備

大災害が発生したときには、電気やガス、水道、通信などのライフラインが止まってしまふ可能性があります。ライフラインが止まっても自力で生活できるよう、普段から飲料水や非常食などを備蓄しておくことが大事です。

また、災害発生時は、新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、危険な場所にいる人は避難することが原則です。自宅が危険な場合は、避難場所だけでなく、安全な親戚や知人宅などに避難することも考えてみましょう。場合によっては、そこで避難生活を送ることになります。

避難所生活に必要なもの（非常用持ち出し品）をリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるように備えておきましょう。

また、感染症が収束しない中、市町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市町村ホームページ等で確認しましょう。

■災害時に備えた備蓄品の例

- ・飲料水 一人1日3リットルを目安に、3日分を用意
- ・食品 ご飯（アルファ米など一人5食分を用意）、ビスケット、板チョコ、乾パンなど一人最低3日分の食料を備蓄しておきましょう。
- ・下着、衣類、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、マッチ、ろうそく、カセットコンロなど

■非常持ち出し品の例

- ・飲料水
- ・食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- ・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
- ・その他（ヘルメット、防災ずきん、マスク、軍手、懐中電灯、衣類、下着、毛布、タオル、携帯ラジオ、予備電池、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、洗面用具）
- ・乳児のいる家庭はミルクや紙おむつ、ほ乳びんなども用意しておきましょう。

（資料：消防庁「わたしの防災サバイバル手帳」ほか）

■感染症対策に使用する衛生用品の例

- ・マスク、手指消毒用アルコール、せっけん、ハンドソープ、ウェットティッシュ、体温計





●共同募金事業●

共同募金運動は、令和2年度も10月1日から全国一斉に展開され、天理市では5,242,334円の募金
が寄せられました。皆さまからお寄せいただいた貴重な募金は、天理市の地域福祉活動推進のため
に活用させていただきます。温かいご協力をありがとうございました。

種類別金額（令和2年12月31日現在）

| 募金名 | 金額（円） |
|----------|-----------|
| 戸別募金 | 1,820,690 |
| 法人・篤志家募金 | 3,044,579 |
| 街頭募金 | 37,268 |
| 学校募金 | 95,090 |
| 職域募金 | 122,175 |
| 自動販売機募金 | 19,116 |
| その他の募金 | 103,403 |
| 利息 | 13 |
| 合計 | 5,242,334 |



左記の募金は、奈良県共同募金会へ送金し、その後、改めて奈良県共同募金会から地域福祉配
分金として、天理市社会福祉協議会に交付されます。

その後、天理市共同募金委員会の審査委員会で
審査を経た、市内の福祉施設・団体及び福祉活動
のために「赤い羽根共同募金助成金事業」として
助成されます。

●歳末たすけあい募金●

歳末たすけあい運動は、令和2年12月1日から31日まで実施し、多くの方々から温かい善意のご
協力をいただき、生活困窮世帯に歳末見舞金としてお渡ししました。

| 募金名 | 金額（円） | 支出明細 | 金額（円） |
|-----------|-----------|--------------------|-----------|
| 歳末たすけあい募金 | 1,370,000 | 歳末見舞金(245人×3,000円) | 735,000 |
| 利息 | 2 | 残金 | 635,002 |
| 合計 | 1,370,002 | 合計 | 1,370,002 |

募金状況（令和2年12月31日現在）

ぜんいぎんこうじぎょう
●善意銀行事業●

れいわ ねん がつ にち 令和2年1月1日から れいわ ねん がつ にち 令和2年12月31日までに、
だんたい 1団体より えん きふ 10,000円のご寄付と、
だんたい 4団体より

くるま じゆにゆう てんりまい きぞう
車イス・授乳ケープ・天理米の寄贈をいただいております。

みな あた ぜんい きふとう しゃかいふくじぎょう ゆうこう かつよう
皆さまからの温かい善意によるご寄付等につきましては、社会福祉事業のため、有効に活用させていただきます。

てんりしぜんいぎんこう みな あた ところ おお そだ こんご ねが
天理市善意銀行は、皆さまからの温かい心により大きく育てています。今後ともよろしくお願

いた
い致します。

| きふ しゃ けい しょう りやく 寄付者(敬称略) | きふ がく きぞう ぶつ びん 寄付額・寄贈物品 |
|---|-----------------------------|
| てんり ああかい 天理ひまわり編み編み会 | えん 10,000円 |
| てんりどうゆうてんかい イオンタウン天理同友店会 | くるま だい 車イス1台 |
| かぶしがいしゃ ピップ株式会社 | くるま だい 車イス2台 |
| なら 奈良ゾンタクラブ | じゆにゆう まい 授乳ケープ 9枚 |
| てんりししゅうらくえいのうそしきとうれんらくきょうぎかい 天理市集落営農組織等連絡協議会 | てんりまい 天理米 90kg |



てんりどうゆうてんかいさま くるま
イオンタウン天理同友店会様より 車イ
きぞう う ようす
スの寄贈を受けている様子



てんりししゅうらくえいのうそしきとうれんらくきょうぎかいさま
天理市集落営農組織等連絡協議会様
てんりまい きぞう う ようす
より天理米の寄贈を受けている様子

天理市立地域活動支援センター

当センターは、在宅で生活する障害をお持ちの方に必要に感じた各種のサービスをご利用いただき、自立の促進・生活の改善・身体機能の維持向上並びに家族の身体的・精神的負担を軽減することを目的としています。

1. 利用対象者

天理市にお住まいの18才以上65才未満で、日常生活を営むのに障害がある在宅の身体障害者(身体障害者手帳をお持ちの方)です。

ただし、次に該当される方は、利用を制限することがあります。

- ① 感染症疾患のある方
- ② 入院治療の必要な方
- ③ 送迎及び入浴に耐えられない方
- ④ 著しく他の利用者に迷惑をかける方



3. 利用時間

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

休館日は、土曜日、日曜日、祝日及び12月28日～1月4日

4. 費用

- ① 天理市立地域活動支援センター条例に定める利用料金の1割
- ② 給食費 実費
- ③ その他必要な費用(創作活動の材料費実費など)

その他の主な活動・・・

バドミントン、風船バレー、カラオケや夏祭り、運動会、クリスマス会など四季を感じる楽しい行事を行います。

◇お問い合わせ◇

天理市立地域活動支援センター

〒632-0013 天理市豊井町87番地

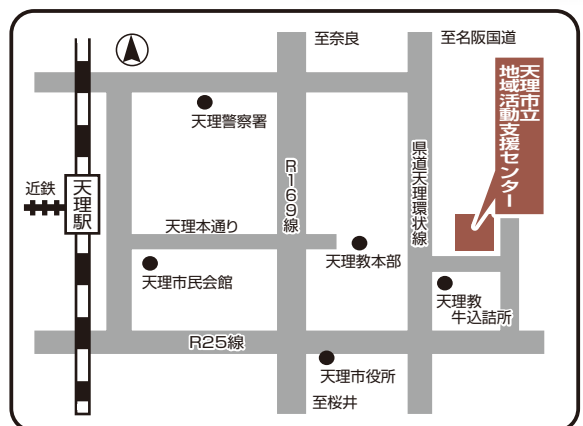
TEL (0743) 62-6401

FAX (0743) 62-6402



2. サービス内容

- ① 機能訓練
リハビリ指導(月3回)、歯磨き指導、体操など
- ② 社会適応訓練
外出(買い物など)
- ③ 更生相談
介護などに関する相談
- ④ 創作活動
フラワーアレンジ、トールペイントなど
- ⑤ 給食サービス
食事の準備・配膳、食事介助などを行います。
- ⑥ 入浴サービス
特殊浴槽で入浴介助を行います。
- ⑦ 送迎サービス
車イスに乗ったままで乗降できるリフト車及び軽自動車での送迎を行います。



て ん り し し ょ う が い し ゃ
天理市障害者ふれあいセンター

ふれあいセンターは、障害者（児）の教養の向上並びに文化及びスポーツの振興を図り、地域住民とふれあう機会を設け、福祉の増進を目的とした運営を行っています。

その他にも教室やイベントも開催しています。



◆開館時間 午前9時から午後9時

※利用申込みについては、原則として利用日の7日前までの申込みに限りませんが、1週間以内（当日も含む）であっても空いている場合は利用していただくことができます。ただし、1週間以内の利用予約は、9時から17時までの間の時間に限ります。また、電話での仮予約もできます。

◆利用料金（1時間あたり）

◎アリーナ（全面）1,200円（半面）600円 ◎会議室 200円 ◎研修室 200円
◎教養文化室 100円 ◎視聴覚・音楽室 200円



アリーナ



会議室・研修室



視聴覚・音楽室



教養文化室

◆休館日 月曜日と国民の祝日及び

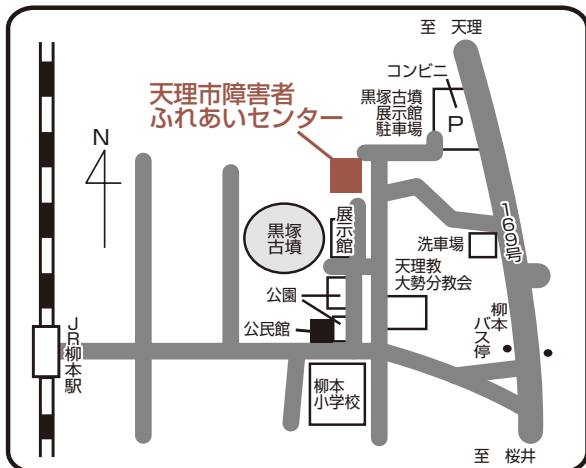
12月28日～1月4日

月曜日が祝日の場合は月・火曜日が休館

◆その他 当センターは、障害者の方

以外に一般の方もご利用いただけます。

「教養」「文化」「運動」など、様々な目的の利用が可能となっています。



お問い合わせ

〒632-0052 天理市柳本町719

天理市障害者ふれあいセンター

TEL 0743-67-2188

FAX 0743-66-3611

ふれあいセンター 教室のご案内

初めての方でも大歓迎です。みなさんのご参加お待ちしております。

バドミントン教室 6月～2月 第2・4日曜日（8月は休み）10：30～12：00 定員20名
【対象】 天理市在住の知的障害者（児）・身体障害者（児）とその家族

カラオケ教室 6月～2月 第2・4金曜日（8月は休み）10：00～12：00 定員20名
【対象】 天理市在住の知的障害者・身体障害者

はギッズスポーツ教室 6月～1月 第3土曜日（8月は休み）14：00～16：00 定員10組
【対象】 天理市在住の知的障害児と保護者等

陶芸教室 6月～12月 第1・3土曜日15：00～16：30 定員9名
【対象】 天理市在住の知的障害者（児）・身体障害者（児）

障害者パソコン教室 身体障害者の部 9月～1月 毎週木曜日10：00～12：00 定員4名
【対象】 天理市在住の身体障害者
知的・精神障害者の部 9月～1月 毎週日曜日10：00～12：00 定員4名
【対象】 天理市在住の知的障害者（児）・精神障害者（児）9歳以上

※各教室の開催日・開催時間（予定）は都合により変更になる場合があります。また、教室に参加される場合は事前に申込みが必要となります。

その他、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室の開催を中止する場合があります。

地域福祉活動計画を策定します

わが国は、急速な少子高齢化に伴い、ひとり暮らしや、高齢者夫婦のみの世帯が増加し、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、多様な地域生活課題に対して、地域住民が主体となって参加するとともに、専門職、親族や友人、福祉活動を担う人、ボランティア、民生委員・児童委員、NPO、事業者等、さまざまな関係者が地域における新たな支え合いのネットワークを形成して、互いに支え合うことが必要です。

地域福祉に関わる取組の実施状況や社会経済情勢、市民のニーズなどを踏まえつつ、市の地域福祉計画と本会の地域福祉活動計画を一体的に策定し、さらなる地域福祉を推進していきます。